

東京都市計画公園の変更

東京都市計画公園に、第3・3・124号羽田空港公園を次のように追加する。

| 種 別 | 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|------|-----------|--------|--------------------|--------|------------------------|
| | 番 号 | 公 園 名 | | | |
| 近隣公園 | 第3・3・124号 | 羽田空港公園 | 大田区羽田空港一丁目及び二丁目各地内 | 約2.0ha | 園路及び広場 休養施設 修景施設 |

「区域は計画図表示のとおり」

理由：都市計画公園の配置、利用を検討の結果、上記のとおり都市計画公園を変更する。

新旧対照表

| 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 摘 要 |
|-------------------|--------|------------------------|---------|-----|
| 番 号 | 公園名 | | | |
| 第 3 ・ 3 ・ 1 2 4 号 | 羽田空港公園 | 大田区羽田空港一丁目 及び二丁目各地内 | 約 2.0ha | 追 加 |

東京都市計画公園 第3・3・124号 羽田空港公園 計画図

縮尺 二千五百分の一



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(利用許諾番号) MMT利許第27082号-35号、平成27年7月22日 (承認番号) 27都市基街都第116号、平成27年7月24日

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第3・3・124号 羽田空港公園

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、東京圏の目標として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における企業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとなっている。

当該地は、大田区都市計画マスタープラン（平成23年3月策定）において、広域避難場所の機能を有するオープンスペースとして多目的広場を整備することとし、広場を産業交流施設や海老取川及び多摩川沿いの緑地帯を活用した連続性のある潤いとにぎわいのある空間とすることとしている。

また、大田区緑の基本計画においても、羽田空港跡地整備の施策方針として、みどり豊かな跡地のまちづくりに取り組むこととし、みどりの配置方針において1ha以上の公園・緑地を創出することとしている。

さらに、当該地域は東京都震災対策条例において、震災時に拡大する火災から羽田・糀谷地域の方々を安全に保護するための避難場所のエリアにも指定されている。

平成22年10月には、羽田空港が4本目の滑走路と国際線地区が供用されるとともに、国土交通省・東京都・品川区・大田区で「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を策定し、関係者間の連携のもと、跡地利用の早期実現を図ることを確認した。また、大田区では平成27年7月に「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針」を策定し、整備コンセプトや重点プロジェクト、土地利用方針等をより具体的に定めた。

本計画はこれらの計画等を踏まえ、空港跡地の整備により創出されるエリア（面積：約2.0ha）を跡地全体の「憩い」と「にぎわい」づくりの中核的な役割を担い、災害時には避難場所としての機能を有する拠点として活用できる都市公園として整備するため、都市計画公園の変更を行うものである。